平成２２年（フ）第４２８号
静岡県沼津市東間門823番地の１　市営住宅植松Ｙコーポ302号
債務者　吉川美知子
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
千葉県銚子市新生町２丁目８番地の15
債務者　宮嵜きみ子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６２号
千葉県東金市台方215番地12
債務者　日高　申二
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５０号
岡山県笠岡市神島外浦１番地１
債務者　被補助人　嶋村　幸江
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2533番地１　レオパレスウエストコート103号
債務者　那賀　和昭
１　決定年月日時　平成22年12月13日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
山口県山陽小野田市大字小野田1977番地
債務者　岸田　憲子
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１６号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第７地割45番地１
債務者　木村　博幸
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第５９号
岩手県宮古市築地２丁目４番11号
債務者　三浦　千里
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第２２２号
栃木県足利市堀込町2606番地１　山辺南ハイツ702
債務者　鈴木　美絵
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第６９５号
川崎市中原区井田杉山町13番40号　ハイツアゼリア102
債務者　諸橋　　直（旧姓村岸・老田）
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０１６号
神奈川県藤沢市大庭2196番地
債務者　眞田　幸信
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２０１号
神奈川県藤沢市高倉400番地の１　ラフエリア湘南Ｂ―202
債務者　新井　清司
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２１５号
横浜市旭区中尾２丁目23番14号　フィーネ中尾105
債務者　後藤　保志
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２３０号
神奈川県大和市上草柳８丁目28番13号　サニーハイツ101
債務者　前森　幸子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２４８号
横浜市青葉区柿の木台46番地28
債務者　田嶋智代子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４２３号
神奈川県茅ヶ崎市堤3101番地
債務者　松本　紀子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部